

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するためのコーポレート・ガバナンス体制を構築しておりますが、その基本方針として「東京製綱コーポレートガバナンス基本方針」を制定しております。「東京製綱コーポレートガバナンス基本方針」については、当社Webサイト (<http://www.tokyorope.co.jp/company/governance.html>)に掲載いたしております。

なお、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は下記の通りです。

<コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方>

当社は、当社グループの持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を実現するため、コーポレートガバナンスを次の基本的な考え方に基づき構築する。

・当社は株主の権利を尊重し、少数株主・外国人株主を含む全株主に対して実質的な平等性を確保するため、迅速な情報開示と十分な権利行使の確保のための環境整備に努める。

・当社は、株主、取引先、地域社会、従業員等、様々なステークホルダーからの有形無形のサポートが、当社の中長期的な企業価値を向上させ、持続的な成長を遂げるために重要であると認識しており、ステークホルダーの権利・価値観を尊重する企業風土を醸成し、良好で適切な協働関係の構築に努める。

・当社はステークホルダーへの説明責任として情報開示を捉え、特に当社の企業価値向上に直接利害関係を有する株主・投資家が当社企業価値を適切に判断できるよう、財務情報をはじめ、経営戦略や経営課題、非財務情報等についても各種法令に定められた情報開示に留まることなく幅広い情報の開示に努める。開示する情報については当社ホームページ、事業報告書、プレスリリース等の手段を用い、幅広い情報の提供に努める。

・当社取締役会は、会社の持続的な成長と中長期的に企業価値を向上させるべく、経営戦略を策定するとともに、取締役会の判断を要するリスクを明確化することで果敢な業務執行の実現を促すものとする。また、業務執行に対して独立した客観的な視点により実効的な監督を行うことに努める。

・当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する為、株主をはじめとするステークホルダーのそれぞれの立場や関心等に留意し、適切な利益衡量のもと株主との建設的な対話等に努める。

<当社のコーポレート・ガバナンス体制>

当社は、監査役会設置会社として、経営の重要な意思決定および業務執行の監督機能として取締役会を、職務執行状況の監督機能として監査役会をそれぞれ設置する。加えて業務執行の機動性・効率性を高めるため、執行役員制度を採用するとともに、業務執行に係る重要事項の決定については執行役員を構成員とする経営会議にて行うものとする。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4】

<議決権の電子行使制度の導入、招集通知の英文化>

当社では、議決権の電子行使制度は導入しているものの、議決権電子行使プラットフォームや招集通知の英訳については、費用・体制面の拡充を要するため海外投資家の株式保有比率が20%を超過した時点で導入することとしております。現時点では保有比率が20%を下回っているため、導入していません。保有比率や行使状況に変化が生じた場合に迅速に対応できるよう必要な整備を進めております。

【補充原則3-1-2】

<英語による情報開示>

当社は、海外投資家の比率が20%を超えた段階で開示情報の英語による提供を行うこととしており、現時点では海外投資家の保有比率が20%を下回っていることから英語による開示情報の提供は行っていません(四半期決算のHPでの開示を除く)。今後、株主構成に変化が生じ、海外投資家の比率が上記水準に達した時点で導入することとしております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】

<株式等の政策保有に関する方針>

当社は、以下の方針に基づき株式等の政策保有を行うことがあります。

・当社は、製品が生命・財産に対して安心・安全であるという信頼を得ることが最も重要な価値であり、製品開発・安全性の検証・顧客との取引関係といった企業価値の源泉については長期的な観点で構築する必要があるため、顧客をはじめとする取引先等とは安定的かつ良好な取引関係を構築・維持する必要があります。このような関係構築・維持の一方法として相手方の株式保有を行うことがあります。

・政策保有株式として取得・保有した株式については、その保有の合理性を取締役に検証し、その結果時間的趨勢により保有の意義、企業価値への影響等に変化が生じた場合は取締役会の判断により政策保有の解消を判断し、市場への影響を考慮して売却するものとします。

<政策保有株式に関する議決権行使基準>

・当社が保有する株式の議決権行使は、当社の保有目的、即ち当社の企業価値の維持・向上に資すると判断しうる議案については賛成し、企業価値を毀損させると判断する議案については反対することとしています。

【原則1-7】

< 関連当事者間の取引について >

当社及び当社グループは役員(取締役・執行役員・監査役を含む)及び主要株主等と会社との取引について事前に取締役会で適正性を確認するほか、取引終了後の報告を行うこととしています。

【原則3-1】

< 情報開示の充実 >

当社は東京証券取引所の有価証券上場規程に定める重要事実の適切な開示はもとより、株主等にとって有用な以下の情報の提供に努めております。

(1) 当社の経営理念、経営戦略、中期経営計画、企業行動指針

当社の経営の基本方針、経営戦略、中期経営計画および企業行動指針については当社webサイト(<http://www.tokyorope.co.jp/company/>)に掲載いたしております。なお、現在進行中の中期経営計画「TCT-Focus2020」では、2年後(2020年3月期)の業績目標として連結売上高800億円、連結営業利益80億円、自己資本比率35.7%、ROE15.9%を掲げております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および基本方針については、本報告書1. 基本的な考え方に記載しておりますのでご参照ください。

(3) 取締役等の報酬決定の方針・手続き

経営陣の報酬は、金銭報酬と非金銭報酬の双方からなり、金銭報酬については、固定報酬と短期的な企業業績に連動した報酬で構成しており、非金銭報酬については、中長期的業績に連動した株式報酬を導入しております。このような報酬体系とすることにより、短期的な業績向上にとどまらない中長期的な企業価値向上へのインセンティブが働くものと認識しております。

上記を含めた取締役等の報酬体系については、取締役会の諮問機関である人事・報酬委員会がその妥当性について検証することとしており、人事・報酬委員会の取締役会への答申を経て取締役会にて決定することとしております。

なお、人事・報酬委員会については[任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性]に、取締役の報酬については[取締役報酬関係]にそれぞれ記載いたしております。ご参照ください。

(4) 取締役・監査役候補者の指名等に関する方針と手続き

当社は、社外取締役を除く取締役候補者の指名については、取締役会がグループ企業を含む業務執行についての管理・監督機能を維持しうべく、グループ企業の業務執行経験を含む当社グループ事業全般の専門的知見や、財務会計を含む専門的知見からの判断が可能となるよう全体の構成に配慮することを基本方針としております。また独立社外取締役候補者の指名については、“社外役員独立性判断基準”に合致する候補者と面談し、当人の意向を確認の上で指名することとしております。

社外監査役を除く監査役候補者の指名については、効果的な実査が可能となるよう当社の業務執行全般に対する知識、経験を有する人材の選定を基本とし、社外監査役については社外役員独立性基準を基に当社経営に対する多角的な監査体制の構築に寄与する人材を指名することとしております。

なお、取締役候補者の指名については、人事・報酬委員会にて妥当性を検証の上、取締役会で決定することとしており、監査役候補者の指名については、人事・報酬委員会にて妥当性を検証したのち、監査役会の同意を得て、取締役会で決定することとしております。

また、社外取締役・社外監査役の選任理由については本報告書(II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレートガバナンス体制の状況 1. 機関構成・組織運営に係る事項[取締役関係]及び[監査役関係])にそれぞれ記載しております。その他の取締役及び監査役の個々の選任理由については本報告書別表をご参照ください。

【補充原則4-1-1】

< 経営陣への委任の範囲の概要 >

当社では、取締役会の機能を経営戦略や経営計画を策定するほか、取締役会規則に定める重要な業務執行が法令や経営戦略、経営計画等の方針に合致しているかどうかを客観的な視点で判断・監督することを主要な役割としており、個別の業務執行に関しては、全社的な影響を及ぼす重要案件については執行役員を構成員とする経営会議で決定することとし、経営会議での決定事項及びその他の業務執行については機動性を確保するため経営陣である執行役員が取り扱うものとしております。

【原則4-8】

当社は、社外取締役を2名選任しております。

また、当社では、コーポレートガバナンスにおける客観的視点の重要性と、機関設計、当社の事業規模、領域の広がり、事業間の関連性等を斟酌した結果、現時点では取締役会の1/3以上を独立社外取締役とせずとも会社の持続的成長、中長期的な企業価値の向上に資するための客観性・独立性は確保されていると判断しております。

【原則4-9】

< 独立社外取締役に係る独立性判断基準 >

当社では、独立社外役員の独立性判断基準を制定し、本報告書(II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレートガバナンス体制の状況[独立役員関係]その他独立役員に関する事項)に記載し、当社Webサイト(<http://www.tokyorope.co.jp/company/governance.html>)にも掲載いたしておりますのでご参照ください。

【補充原則4-11-1】

< 取締役会の構成についての考え方 >

当社は取締役会全体の規模、知識、経験、能力や多様性について以下の事項に配慮して決定しております。

・当社の取締役の員数は当社定款で定める10名以内で、取締役会が当社の事業活動に係る重要事項の決定、業務執行の監督を迅速且つ合理的に審議するに適切な員数としています。

・取締役会ではグループ企業を含む業務執行についての管理・監督機能を維持するため、グループ企業の業務執行経験を含む当社グループ事業全般の専門的視点からの判断、財務会計を含む専門的知見からの判断等が実効可能な構成となるよう十分配慮して決定しております。

・独立社外取締役については、独立性判断基準に基づき候補者を指名しております。

その他の取締役候補者は、当社事業領域の経営並びに経営管理に適する人材などから選定しております。

【補充原則4-11-2】

社外取締役及び社外監査役の他の上場会社の役員の兼任状況については、本報告書[取締役関係]及び[監査役関係]に記載しております。その他の取締役及び監査役については他の上場会社の役員の兼任はありません。

【補充原則4-11-3】

当社では、取締役会の意思決定機能と監督機能の実効性を高めるべく、取締役会の実効性について自己評価と分析を行っております。具体的には、平成30年5月に外部機関の助言を得ながら、取締役会の構成員である全ての取締役・監査役を対象とし、客観性を確保するため外部機関に直接回答する方式で実施しました。その上で外部機関からの集計結果の報告を踏まえ、平成30年7月に開催した取締役会において、分析・議論・評価を行いました。その結果の概要は次のとおりです。

アンケートの回答からは取締役会の構成、運営全般等に関し概ね肯定的な評価を得ており、取締役会全体の実効性は確保されていると認識いたしております。

昨年度課題としていた審議事項の事前説明等の工夫や株主（投資家）との対話状況の取締役会へのフィードバックについては、内部規則の改定や定期報告の実施によって評価が改善したものの、会議資料の簡素化や更なる事前配布の早期化を行うこと等によって取締役会の実効性を更に高めることができるとの認識を共有致しました。

今後、当社の取締役会では本実効性の評価を踏まえ、課題について十分な検討を行ったうえで迅速に対応し、取締役会の機能を高める取り組みを継続的に進めてまいります。

【補充原則4-14-2】

新任の取締役・監査役に対しては、就任時に総務部管掌取締役または総務部長が導入ガイダンスを実施し、取締役会規則や監査役会規程、役員としての心構えその他職務上の注意事項等について教育するほか、新任役員向けの外部セミナーへ派遣し、必要な知識の習得に努めることとしております。

また、これら研修等の実施状況については、毎年総務部管掌取締役より、実施状況について取締役会に報告するものとしております。

【原則5-1】

<株主等との対話の方針>

当社は、株主等からの対話の申し込みがなされた場合、当社の持続的成長および中長期的な企業価値の向上に資するよう合理的な範囲で前向きに対応するものとしております。

その基本的な考えのもと、取締役会では株主等との対話を行うための体制整備や取り組み方針として「株主・投資家との対話等に関する基本方針」を制定いたしました。「株主・投資家との対話等に関する基本方針」については当社webサイト

(<http://www.tokyorope.co.jp/company/governance.html>)に掲載いたしておりますのでご参照ください。

なお、当社のIR活動状況については「IR 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況 2. IRに関する活動状況」にも記載しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,215,300	19.78
新日鐵住金株式会社	1,150,464	7.08
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	859,700	5.29
株式会社ハイレックスコーポレーション	400,000	2.46
東京ロープ共栄会	368,050	2.26
RBC ISB S/A DUB NON RESIDENT - TREATY RATE UCITS-CLIENTS ACCOUNT	320,000	1.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	270,400	1.66
KOREA SECURITIES DEPOSITORY-SHINHAN INVESTMENT	270,000	1.66
横浜ゴム株式会社	267,121	1.64
KSD-NH	259,100	1.59

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 更新

(1)2018年3月22日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書(大量保有報告書の変更報告書)において、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社が2018年3月15日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として事業年度末における同社の実質保有株式数の確認ができないため、上記の大株主の状況には含めておりません。

・氏名または名称: JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

・保有株券等の数: 1,091,700株

・株券等保有割合: 6.71%

(2)2018年7月20日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書(大量保有報告書の変更報告書)において、大和証券投資信託委託株式会社が2018年7月13日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として事業年度末における同社の実質保有株式数の確認ができないため、上記の大株主の状況には含めておりません。

・氏名または名称: 大和証券投資信託委託株式会社

・保有株券等の数: 1,147,300株

・株券等保有割合: 7.05%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	非鉄金属
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
増淵稔	他の会社の出身者													
駒井正義	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
増淵稔		日本証券金融株式会社代表取締役会長	増淵稔取締役は日本銀行の出身者であり、現在日本証券金融株式会社の代表取締役に就任しております。会社経営者としての高い見識を有するとともに、金融・財務に関する高度な知見を有することから当社経営の強化に適任であると判断し選任致しております。また、前述の両社と当社とは取引関係がなく、独立役員の属性等の項目に該当しないことから一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し独立役員として指定しております。

駒井正義	駒井氏が平成24年6月に取締役を退任した三井物産株式会社は、当社グループの取引先であります。当社からの年間支払額は、同社の年間連結売上高の2%未満と僅少であること、また同社の取締役を退任後5年以上経過していることから、駒井氏の独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	駒井正義取締役は、三井物産株式会社の出身者であり、総合商社での長きにわたる業務執行経験を有し、その経験を通じた国内外の多様な商取引に関する専門的知見が、当社の重要な業務執行に関する合理的・客観的な判断に資するものと期待できることから、社外取締役として選任いたしております。 東証の「上場管理等に関するガイドライン」に定めるいわゆる「独立性基準」および当社が平成27年11月25日に制定した「東京製綱社外役員独立性基準」に照らしても一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
------	---	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	人事・報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	同上	4	0	2	2	0	0	社内取締役

補足説明

当社は、取締役会の諮問機関として2015年12月より人事・報酬委員会を設置し、運営しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人とは、会計監査内容について説明を受けるとともに、定期的に情報交換し、綿密に連携を図ることとしています。
内部監査室は内部統制報告制度並びに内部監査制度の事務局を中心とする業務を推進しております。内部監査実施後は、内部監査報告書を作成し、監査役に内部監査状況を報告するとともに、内部監査室と監査役による確認が効果的に実行できるよう意見調整を行うこととします。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小田木毅	弁護士													
山上純一	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小田木毅			弁護士としての専門的立場から経営陣の業務執行に対する監督・監査を行うため、社外監査役として選任いたしております。 なお、同氏は、社外監査役となること以外直接会社経営に關与した経験はないものの、他の会社において長きにわたり社外監査役の任にあり、社外監査役としての経験も豊富であることから当社社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。 また、当社との関係において一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断して独立役員として指定しております。
山上純一		平成18年9月まで、当社取引銀行の一つである株式会社みずほ銀行に在籍していましたが、同銀行を退職後すでに10年以上経過していること、また東証の「上場管理等に関するガイドライン」に定めるいわゆる「独立性基準」および当社が平成27年11月25日に制定した「東京製綱社外役員独立性基準」(http://www.tokyorope.co.jp/ir/pdf/20151125.pdf)に照らしても一般株主と利益相反が生ずる恐れがないと判断し、独立役員として指定いたしました。	他の会社での経営トップとしての経験を有し、且つ金融・財務に関する高い識見を有していることから選任いたしております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

当社は、一般株主と利益相反が生ずるおそれがない独立社外役員は、その独立性判断を下記1.～13.に定める基準に基づき行うものとしております。

<独立性に関する基準>

1. 当社および当社の関係会社(以下、「当社グループ」という)の業務執行取締役、執行役員、使用人等(以下、「業務執行者」という)、監査役(社外監査役を除く)である者、または過去に業務執行者であった者
2. 当社の関係会社の業務執行を行わない取締役である者、またはかつて当該取締役であった者
3. 当社グループを主要な取引先とする者、またはその業務執行者
4. 当社グループから多額の寄付金を受領している者、またはその業務執行者
5. 当社グループの業務執行者を業務執行取締役として受け入れる、または相互に取締役を派遣する等して当社取締役および経営陣幹部と密接な関係にある者、またはその業務執行者
6. 当社グループの主要取引先、またはその業務執行者
7. 当社の現在の大株主(議決権所有割合10%以上を直接・間接保有する株主をいう)、当該大株主が法人の場合は当該大株主、またはその親会社もしくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員、支配人その他の使用人である者
8. 当社が資金調達している主要な金融機関等、またはその業務執行者
9. 当社グループの会計監査人、法人の場合は当該監査法人の経営關与社員等、または当社グループの会計監査に従事する公認会計士
10. 当社グループから多額の報酬を受けている弁護士、会計士、税理士その他のコンサルタント
11. 当社グループから多額の報酬を得ている法律事務所、監査法人、税理士法人の経営に關与する者
12. 過去3か年において上記2.～11.のいずれかに該当する者
13. 上記1.～12.に該当する者の配偶者若しくは二親等以内の親族

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

平成19年6月開催の当社第208回定時株主総会にて、役員退任慰労金制度を廃止するとともに、業績に連動した報酬体系を導入いたしております。

また、平成28年6月開催の第217回定時株主総会において、当社取締役に対し、業績連動型株式報酬制度を導入いたしております。本制度は、取締役に対し、役位及び現在推進中の中期経営計画「TCT-Focus2020」における業績指標の目標達成度に応じたポイントを付与し、取締役の退任時に在任中の累計ポイント数に応じて当社株式が交付される業績連動型報酬制度となっております。制度の詳細については、(http://www.tokyoropeco.jp/info/assets/pdf/2016.5.23_2.pdf)に掲載しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

平成29年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)に在任していた取締役への支給総額は、報酬251百万円です。但し、取締役の報酬総額には、使用人兼務取締役の使用人部分に対する給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社では、平成19年度に役員報酬の抜本の見直しを行い、退任慰労金を廃止しております。
新たな役員報酬体系は、役位別固定報酬額と当社役員持株会を経由した自社株式取得を前提とする固定報酬のほか、業績連動報酬によって構成されております。
業績連動報酬については、取締役の職務の執行とその結果としての企業業績との関連性を高めるため、各期の企業業績に応じた各取締役に対する評価に基づく報酬としております。
なお、取締役全員への報酬総額は、平成19年6月28日開催の第208回定時株主総会において取締役の報酬限度額を年額300百万円以内(但し、使用人分給与は含まない。)、監査役の報酬限度額を年額65百万円以内と決議いただいております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

現在、取締役会に事務局を設置し2名スタッフを配置し、社外取締役のサポートについては事務局がこれにあたることとしております。
また社外監査役についても専任のスタッフは配置していないものの、監査役付使用人を2名を配置しており、社外監査役を含む監査役の職務遂行を支援する体制を整備しております。
なお、社外取締役及び社外監査役に対し、取締役会に関する資料は可能な限り事前に配布し、また説明を求められた場合には随時対応することで社外取締役および社外監査役が内容を事前に把握・理解できるよう努めております。

また、業務執行上、社外取締役または社外監査役に報告することが適当と判断される事項については、取締役会・経営会議等の実施の有無にかかわらず随時情報提供をすることとしており、経営トップとは取締役会の他、定期的にミーティングを開催しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 当社のコーポレートガバナンス体制

当社は、監査役会設置会社として、経営の重要な意思決定および業務執行の監督機能としての取締役会を、職務執行状況の監査機能としての監査役会をそれぞれ設置しております。取締役会と監査役会は月1回以上開催することとしております。
加えて業務執行の機動性・効率性を高めるため、業務執行に係る重要事項の決定については当社経営陣である執行役員を構成員とする経営会議を設置し、執行役員が業務執行の責任者として行うものとしています。
経営会議は、月2回開催しております。

業務の執行体制としては、取締役会及び経営会議の決議に基づき、執行役員が責任者として業務執行を推進することとしております。また、経営方針として当社および当社グループ各社全体の中期経営計画を策定し、これを年度展開するため年度社長方針、事業部・本部方針、部門方針にブレークダウンし、各人はこれらの方針に基づいて活動することとしております。

2. 業務執行にかかる監査・監督体制

業務執行に関する監査体制としては、監査役会が定める基準に基づく監査役による監査の他、総務部を当社及び当社グループ各社の業務の適正性を確保するための機能として位置付けて業務執行状況を監督する体制を整備しております。具体的には総務部がコンプライアンス推進等を、経理部が財務報告の適正性の確保を、環境安全防災室が事業継続リスクに係る環境安全防災をそれぞれ統括的に管掌し、内部監査室が業務執行全般の内部統制状況について客観的評価・分析等を実施しております。

当社の会計監査に関しては、会計監査人として選任しているEY新日本有限責任監査法人に所属している山中崇および芝山喜久の2名の公認会計士が行っており、両氏の監査年数は、山中氏が2年、芝山氏は2017年7月より監査を行っております。両氏の他、公認会計士及び会計士補を含め35名が当社の会計監査業務にかかる補助者として会計監査業務に携わっております。

3. 取締役候補者の指名、報酬の決定方法等

新たな取締役候補者の指名にあたっては、候補者案について、人事・報酬委員会に諮問し、取締役会において同委員会の答申結果を踏まえて候補者を決定しております。

また、個々の取締役の報酬額については、役別報酬と連結業績および管掌部門の業績等に連動した報酬からなる金銭報酬と、連結営業利益に連動した株式報酬を組み合わせた報酬体系としており、社長が報酬案を算定し、人事・報酬委員会に諮問の上、取締役会で決定することとしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、取締役会の機能を経営全般の意思決定と重要業務の執行状況に対する監査機能に重点化するため、日常的な業務執行については執行役員制度を導入し、業務執行上の重要事項については執行役員を中心メンバーとする経営会議にて決定することとしております。

取締役会は毎月1回以上開催され、社外監査役を含む全監査役が出席し取締役とは独立した立場で自らの見解を示す機会が確保されていることで、より客観的な意見が反映されて会社の意思決定が図られております。

また、上述の経営会議においては監査役もオブザーバーとして参加しており、業務執行上の重要事項について監査役によるチェックが行われる体制を整備しております。その他、監査役は随時取締役、従業員に対し業務執行状況について説明を求めることができるとしているほか、内部監査について内部監査室より報告を受けるなど、監査機会を確保することで経営監視体制を強化しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	総会開催の3週間前程度に発送するとともに、発送前に当社Webサイトに公開している。
集中日を回避した株主総会の設定	事務日程を踏まえたくうえで、早期開催に努めている。
その他	IR的要素を取り入れた総会ビジュアル化を実施している。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(決算期および中間決算期)のアナリスト・機関投資家、メディア等向け決算説明会のほか、機関投資家等とは定期的に個別ミーティングを開催している。	あり
IR資料のホームページ掲載	開示規則上の開示事項はもとより、アナリスト・機関投資家向けの説明会で提供したIR情報をタイムリーに公衆縦覧に供している。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部をIR担当部署(兼務)とし、説明会の運営やIR情報提供等を行っている。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	東京製網グループ企業行動指針にてお客様、取引先、株主、地域社会をはじめとするステークホルダーの立場に立脚した事業活動を展開することを定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、ISO14001:2004(JISQ14001:2004)に沿って、環境マネジメントシステムを構築し、継続的に改善を行い、当社の活動・製品・サービスの環境管理を推進しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - (1)当社及び子会社(以下「当社グループ」という。)の取締役及び使用人が法令・定款はもとより社会規範・企業倫理を遵守することにより、各社の業務執行の適正を確保するための指針として「東京製綱グループ企業行動指針」を制定しており、この周知徹底を図る。
 - (2)当社は、当社グループ各社の環境・安全面にかかる業務執行が関係法令を遵守して行われるよう統括的に管理する。
 - (3)当社内部監査室は、当社グループ各社の取締役・使用人による職務執行が法令・定款及び社内規程に違反せず適切に行われているかをチェックするため、業務監査を実施する。
 - (4)「コンプライアンス規程」に基づきコンプライアンス委員会を定期的に開催し、当社グループのコンプライアンス体制の運用状況を把握するとともに、必要に応じて見直しを図る。
 - (5)法令違反の未然防止又は最小限に食い止めるために内部通報制度を創設し、運用規程として「東京製綱グループ内部通報者保護規程」(以下「内部通報規程」という。)を制定している。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1)当社の取締役及び使用人が職務執行上取扱う全ての情報に関し、適切な管理体制と情報取扱手順等を「情報セキュリティ管理規程」に定め、運用する。
 - (2)当社の取締役の職務執行に係る情報のうち、電子媒体によるものは「電子情報システム機密保護管理規程」、その他の媒体については法令及び社内規程に従って文書及びデータの作成・保存を行い、法令・社内規程の定める保存期間が終了したものは、裁断または消去する。
- 損失の危険の管理に関する規程・その他の体制
 - (1)取締役会は、当社グループの事業上の全てのリスクに対する統制活動の手順並びに統制活動が適切に行われていることを検証し、必要に応じて是正する手順として「リスク管理規程」を制定しており、これを運用するとともに、重要な事業投融資については「投融資業務規程」に、重要な大規模取引等については「プロジェクト方針会議規程」に基づきリスクを適切に管理する。
 - (2)当社グループ各社は「職務権限決裁規程」を制定し、自ら業務執行にかかるリスクの適切な管理に努める。また、当社グループ各社の業務執行にかかるリスクが当社グループ全体に影響を及ぼす場合のリスク管理については「東京製綱グループ決裁基準」及び「関係会社管理規程」を制定しており、担当部署が統括的にリスク管理を行う。
 - (3)当社グループ各社の事業上の各種リスクが顕在化する可能性を最小化するため「内部統制チェックシート」を作成し、統制活動の機能を検証するため内部監査室に専任者を配置し定期的にチェックを行う。
- 取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1)当社では、「取締役会規則」に定めた重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行うために、毎月最低1回取締役会を開催する。
 - (2)当社では、職務執行の効率化と取締役会の監督機能強化を図るべく執行役員制度を導入するとともに、職務執行上の意思決定機関として経営会議を設置する。
 - (3)当社グループ各社の日常の業務執行については「職制規程」、「職務権限決裁規程」等の業務関係諸規程に則し、規律と効率に留意すると同時に組織間の連携を確保する。
 - (4)全社的な方向付けと効率的な職務執行の実現のために、当社の子会社管理担当部署において、当社グループ全体の基本戦略及び中期経営計画を策定し、当社取締役会で決議のうえ年度経営計画に展開する。
 - (5)後記5.(2)に記載する「関係会社社長会」において、各子会社における中期経営計画及び年度経営計画の目標達成状況を定期的に監督する。
- 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - (1)「関係会社管理規程」に基づき、各子会社はその財務状況、業務の執行状況及びリスク管理事項について定期的に当社に報告するとともに、重大な事項が生じた場合は直ちに当社所管部署に報告する。
 - (2)当社グループ各社間の連携強化を図るため「関係会社社長会」を四半期毎に開催し、各子会社は業績、事業活動の状況について報告する。
- 監査役を補助すべき使用人に関する事項
 - (1)監査役を補助するため、監査役付使用人を置くものとし、その人事については取締役と監査役が意見交換を行い決定する。また、監査役付使用人の人事考課等については監査役会の同意を得た上で取締役が決定する。
 - (2)監査役付使用人は、監査役を補助業務については、業務執行上の指揮命令系統には属さず監査役の指示命令に従うものとし、監査役付使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役を補助業務を優先する。
- 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1)監査役への報告体制として、監査役が取締役会に出席するほか、経営会議へは常勤監査役が必ず出席することで業務執行に係る重要事項の報告を兼ねる。
 - (2)稟議書、通達等の社内文書については、監査役がその判断に基づき随時閲覧できるものとし、必要な場合には、取締役及び使用人に説明を求められることができるものとする。
 - (3)監査役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、定期的に情報交換し綿密に連繫を図る。
 - (4)監査役は、必要に応じて内部監査室より内部監査の結果の報告を受けるものとする。
 - (5)当社グループ各社の取締役及び使用人が法令や定款に違反する事実、その他コンプライアンスに関する事実を内部通報制度を利用して報告した場合、通報を受けた通報窓口責任者は必ず当社監査役に報告すること、ならびに当該報告者が不利益な取り扱いを受けないことを、「内部通報規程」に定めている。
 - (6)当社グループ各社の取締役及び使用人が法令や定款に違反する事実、その他コンプライアンスに関する事実を当社監査役に報告した場合は、当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱いを禁止し、その旨を取締役会及び使用人に周知徹底する。
- 監査役を補助すべき使用人に関する事項
 - (1)監査役を補助するため、監査役を補助する費用又は債務の処理に係る方針に関する事項及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1)監査役の実効的に行われるために、監査役は必要に応じて会計監査人、顧問弁護士、その他の外部アドバイザーの意見を求めることができるものとし、当社はこれについて発生する費用を監査費用として認める。
 - (2)監査役が職務の執行について必要な費用の前払い又は償還を請求したときは、すみやかに当該費用又は債務の処理を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、「東京製網グループ企業行動指針」において「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは、いかなる関係も持たない」ことを定めており、社内報等を通じて全役員および全社員に対する周知徹底を図っております。また、期せずして新規取引先が反社会的勢力と関係を有する場合であっても、契約書に反社会的勢力排除条項を入れることにより、速やかに関係を遮断するための体制を整えております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

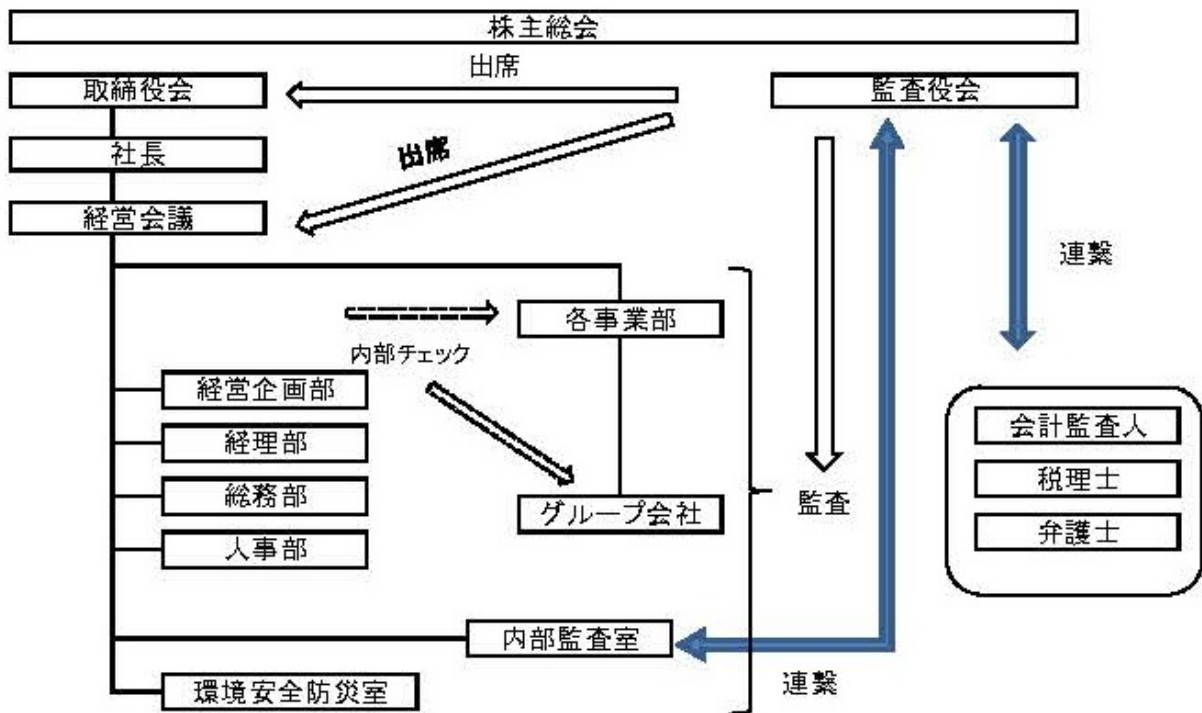
当社は「当社株式の大規模な取得行為への対応策（買収防衛策）」を平成19年6月開催の当社第208回定時株主総会に提案し、出席株主の賛成多数を持って可決承認され導入いたしました。

その後、平成22年6月29日開催の第211回定時株主総会および平成25年6月27日開催の第214回定時株主総会において、それぞれ内容の一部を訂正した上、更新することにつき承認をいただき、さらに平成28年6月28日開催の第217回定時株主総会において、本プランを更新することにつきご承認いただき、現在発効しております。

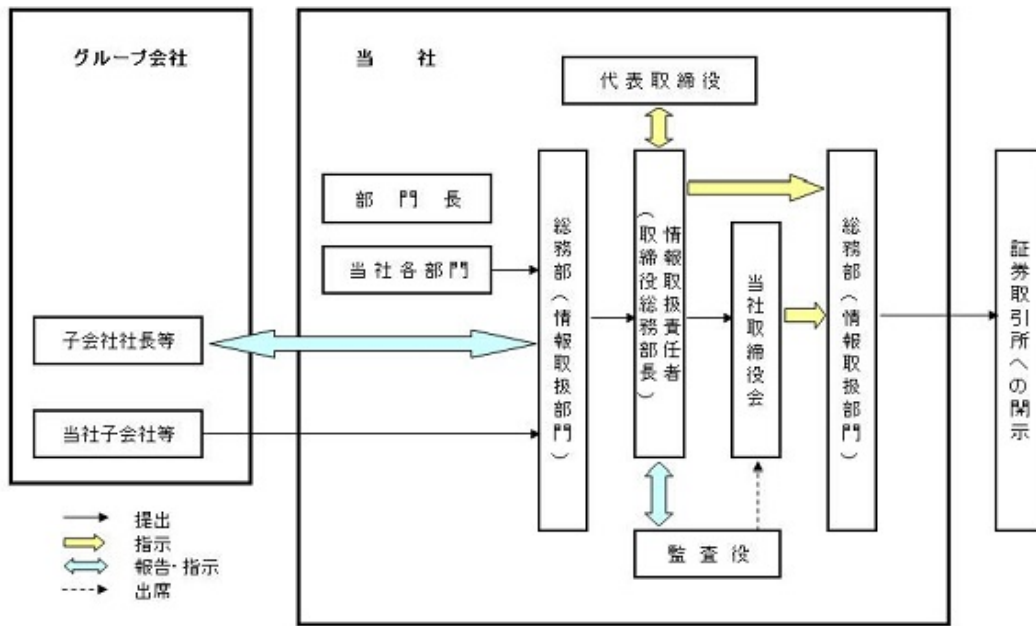
具体的内容につきましては当社ウェブサイト(http://www.tokyoropeco.jp/info/assets/pdf/2016.5.23_3.pdf)に掲載(掲載日2016年5月23日)致しておりますのでご確認ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【参考資料：模式図】



【当社グループの会社情報の適時開示に係る体制の現況】



【取締役の個々の選任理由】

別表

取締役(候補者)の氏名	役職	選任理由
田中 重人	代表取締役会長 執行役員	当社取締役副社長、取締役社長、取締役会長を歴任し、その間に当社の抜本的な構造改革を断行するなど、当社グループの企業価値の向上に貢献しています。豊富な経験と実績に基づいた、当社の経営管理及び事業運営を公正・的確に遂行する資質と見識を備えており、今後の当社グループの成長戦略を牽引することが期待できることから選任しました。
浅野 正也	代表取締役社長 執行役員	製造部門における部長職や人事部長等を歴任したのちに当社取締役に就任し、当社グループの企業価値の向上に貢献しています。製造部門・間接部門双方において豊富な経験と実績を有し、今後の当社グループの成長戦略を牽引することが期待できることから選任しました。
中村 裕明	取締役副会長	ベトナム子会社社長や事業部長、経営企画等の間接部門の管掌役員等を歴任し、製造部門・間接部門双方において、当社グループの企業価値の向上に貢献しております。豊富な経験と実績に基づいた、当社の経営管理及び事業運営を公正・的確に遂行する資質と見識を備えており、今後の当社グループの成長戦略を牽引することが期待できることから選任しました。
佐藤 和規	専務取締役 執行役員	総務部長等を歴任し、人事・総務の分野をはじめ管理部門全般の経験と実績を重ねており、当社グループの企業価値の向上に貢献しています。豊富な経験と実績に基づいた、当社の経営管理及び事業運営を公正・的確に遂行する資質と見識を備えており、今後の当社グループの成長戦略を牽引することが期待できることから選任しました。
首藤 洋一	常務取締役	関係会社における業務経験等を通じた幅広い技術的知見を有し、新事業開発、とりわけ炭素繊維複合材ケーブル「CFCC」の開発と事業化の分野において経験と実績を重ねております。その豊富な経験と実績は、今後の当社グループの成長戦略にとって必要であることから選任しました。
中原 良	取締役 執行役員	経理・財務部門における業務経験や海外子会社での勤務経験を有し、経理部長等を歴任したのちに当社取締役に就任しました。経理・財務・人事分野に関する深い見識と豊富な経験と実績が、今後の当社グループの持続的な企業価値の向上に資するものと期待されることから選任しました。
堀内 久資	取締役 執行役員	経営企画部門における業務経験や人事部長等を歴任したのち、当社取締役に就任し、当社グループの企業価値の向上に貢献しています。経営計画やIRに関する知見と豊富な経験に基づいて、当社の今後の事業運営に対する公正・的確な判断を期待できることから選任しました。

【監査役の個々の選任理由】

監査役(候補者)の氏名	役職	選任理由
村田 秀樹	常勤監査役	当社常務取締役として事業部長や技術開発本部長等を歴任したのち、当社監査役に就任しました。これまでの経験と実績から、技術と経営の双方の観点から公正かつ客観的な立場で取締役の業務執行状況を監査する資質と見識を備えており、今後も当社の経営の健全性及び透明性の向上への貢献が期待できることから選任しました。
林 俊雄	監査役	当社における総務・人事の分野において部長職等を歴任したのち、当社監査役に就任し、当社の経営の健全性及び透明性の向上に貢献しています。これまでの経験と実績から、公正かつ客観的な立場で取締役の業務執行状況を監査する資質と見識を備えており、今後も当社の経営の健全性及び透明性の向上への貢献が期待できることから選任しました。